

兵庫県公報

平成27年8月31日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	1
公 告	
○ 私立専修学校の廃止認可（私学教育課）	2
○ 私立各種学校の廃止認可（同）	2

公布された法令のあらまし

●兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第42号）

山村振興法の一部改正により、林業・木材産業改善資金に係る償還期間等の特例が設けられたことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第43号）

次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名 称	位 置	1区画当たりの月額の限度額
伊丹野間住宅駐車場	伊丹市野間北4丁目	10,300円

規 則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第42号

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(i) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項の適用を受けるもの 12年以内

第6条第2項中「前項第3号、第4号又は第7号」を「前項第1号、第4号、第5号又は第8号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける林業・木材産業改善資金について適用し、同日前に貸し付けた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第43号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 伊丹西野第 6 住宅駐車場の項の次に次のように加える。

伊丹野間住宅駐車場	伊丹市野間北 4 丁目	10, 300
-----------	-------------	---------

附 則

この規則は、平成27年 9 月 1 日から施行する。

公 告

私立専修学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第130条の規定により、次のとおり私立専修学校の廃止を平成27年 8 月 13 日に認可した。

平成27年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
高砂准看護高等専修学校	高砂市曾根町2301番地の 1	一般社団法人高砂市医師会	平成27年 8 月 13 日



私立各種学校の廃止認可

学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条で準用する同法第 4 条の規定により、次のとおり私立各種学校の廃止を平成27年 8 月 13 日に認可した。

平成27年 8 月 31 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	位 置	設 置 者	廃止年月日
代々木ゼミナール神戸校	神戸市中央区加納町 4 丁目 10 番 26 号	学校法人高宮学園	平成27年 8 月 13 日